

申告書記入例（裏面）



IV 課税される収入のなかった人

収入のなかった人は、該当項目に○をつけ、必要事項を記入してください。特に該当項目がない場合「g その他」欄に具体的な内容を記入してください。なお、課税される収入がなかった場合でも、申告書表面の「Ⅲ人的控除」欄に該当がある場合は記入してください。

(記入例)

a 次の人に扶養(仕送り又は援助)されていた
氏名 **相模 一郎** 続柄(父)
生年月日 **大正 25年 11月 1日**
(同居・単身赴任中・別居)
単身赴任中・別居の場合のその人の住所
神奈川県〇〇市△△1-1-1
電話番号 **000(000)0000**

また、令和6年1月1日現在、他の市町村に居住しており、課税される見込みの人(令和6年6月以降)、又はすでに課税されている人は、「b 令和6年1月1日現在、他の市町村に居住していた」欄に居住している市町村の住所及び居住期間等を記入してください。

(記入例)

b 令和6年1月1日現在、他の市町村に居住していた
(他の市町村で課税予定である、海外居住をしていた)
住所 **東京都〇〇区△△1-1-1**
居住(赴任)期間 **令和4年 4月 1日 ~ 令和7年 3月 31日(予定)**

*他市町村で課税されていても、相模原市内に家屋敷や事業所を有する場合、家屋敷課税の対象となります。対象となる人は別途、「事務所、事業所または家屋敷に関する市民税・県民税申告書」の提出が必要です。申告書は市ホームページからダウンロードできます。

⑧ 雑損控除の内訳

〔必要書類〕災害により雑損控除を受ける場合は、計算書等損害の原因、損害年月日、災害を受けた資産の種類、損害金額、保険金などで補てんされる金額、差引損害額のうち災害関連支出の金額を記入してください。

① 給与の内訳

〔必要書類〕源泉徴収票(源泉徴収票を添付する場合は記入不要)
源泉徴収票をお持ちでない人はこの欄に勤務先・勤務期間・1日の賃金・日数・収入金額を記入し、表面「I 所得金額」の収入金額・所得金額に記入してください。所得金額の計算は下の表を参照してください。
*収入額は手取り額ではなく、保険料等を引く前の総支払額になります。ただし、給与に含まれる交通費は原則として収入額に含みません。

給与所得の計算方法

給与収入金額(A)	給与所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	(A) - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(A) * 60% + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	(A) * 70% - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(A) * 80% - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	(A) * 90% - 1,100,000円
8,500,000円 ～	(A) - 1,950,000円

*印の給与収入金額は4000で割り、小数点以下を切り捨てた後、再び4000を掛けます。

次の中から該当するものに○をつけてください。
令和5年中に収入のなかった人も、児童手当、就学援助、国民健康保険、国民年金、医療助成等の資格審査、非課税証明書の発行等に必要となります。記入の上、提出してください。

IV 課税される収入のなかった人

a 次の人に扶養(仕送り又は援助)されていた
氏名 **相模 一郎** 続柄(父)
生年月日 **大正 25年 11月 1日**
(同居・単身赴任中・別居)
単身赴任中・別居の場合のその人の住所
神奈川県〇〇市△△1-1-1
電話番号 **000(000)0000**

b 令和6年1月1日現在、他の市町村に居住していた
(他の市町村で課税予定である、海外居住をしていた)
住所 **東京都〇〇区△△1-1-1**
居住(赴任)期間 **令和4年 4月 1日 ~ 令和7年 3月 31日(予定)**

c 次の非課税所得があった(該当するイ～ハに○をつけてください。)
イ 遺族年金 障害年金 雇用保険
ロ 生活保護を受給していた
ハ 預貯金(借入れ等を含む)により生活していた
ニ 病気療養・入院をしていた
期間 **令和4年 4月 1日 ~ 令和7年 3月 31日**
その他(前年中どのように生計を立てていたかを記入してください)

① 給与の内訳

勤務先	勤務期間	収入金額(A) × 日数(B)
〇〇〇〇〇(株)	1月～12月	1,950,000円
1月	10,000円 15日	150,000円
2月	10,000円 15日	150,000円
3月	10,000円 20日	200,000円
4月	10,000円 15日	150,000円
5月	10,000円 20日	200,000円
6月	10,000円 15日	150,000円
7月	10,000円 15日	150,000円
8月	10,000円 15日	150,000円
9月	10,000円 15日	150,000円
10月	10,000円 20日	200,000円
11月	10,000円 15日	150,000円
12月	10,000円 15日	150,000円
合計		1,950,000円

② 雑所得の内訳 ※公的年金等の所得の求め方については記入例を確認ください。

年金の種類	支払者	収入金額	必要経費	所得金額
公的年金等				
業	講義料	〇〇学園 150,000円	50,000円	100,000円
務				
そ	個人年金	△△生命保険 300,000円	200,000円	100,000円
の				
他				

⑤ 利子・配当所得の内訳

種目	銀行名・会社名	収入金額	必要経費	源泉徴収額	支払確定年月日

⑥ 総合課税の譲渡所得・一時所得の内訳

種目	A 収入金額	B 必要経費	C 差引金額(A-B)	D 特別控除	特別控除後の金額(a-b-c)	所得金額 a+(b+c) × 1/2
総合短期譲渡所得					a	
総合長期譲渡所得					b	
一時所得					c	

⑧ 雑損控除の内訳

損害の原因	損害年月日	災害を受けた資産の種類	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損害額のうち災害関連支出の金額

※ 災害により雑損控除を受ける場合は、別紙「雑損控除計算書」を本市ホームページからダウンロードして記入の上、添付してください。

※ 寄附金税額控除に関する事項

寄附先の名称	寄附金額
社会福祉法人 〇〇会	10,000円

※ 寄附金税額控除を受けるためには、証明書の添付が必要です。

⑩ 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所	国外居住
相模 花郎	オーストラリア〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

分離課税の申告が必要な人は、本市ホームページから分離課税用の付表をダウンロードして記入の上、添付してください。

⑩ 別居の扶養親族等に関する事項

配偶者・扶養親族が別居の場合、氏名・住所を記入してください。
なお、日本国外に住んでいる親族に係る配偶者控除、扶養控除、障害者控除等を申告する場合は、**親族関係書類の原本(国外居住親族が納税者の親族であることを証する書類)及び個々の扶養者への送金関係書類(前年中に国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにする書類)**を添付又は申告時に提示してください。また、これらの書類が外国語で作成されている場合は、翻訳文も提出してください。

*配偶者以外の扶養親族が国外居住(非居住者)である場合令和5年1月から控除対象扶養親族とするためには、非居住者でない扶養親族の要件(生計を一にする年間所得48万円以下の親族)に加え、次のア又はイに該当する必要があります。
ア 年齢が16歳以上30歳未満、又は70歳以上の人
イ 年齢が30歳以上70歳未満の人のうち、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する人
(ア) 留学により非居住者となった人
(イ) 障害者
(ウ) 納税者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人
該当するものを選択してください。

② 雑所得の内訳

●公的年金等の雑所得
〔必要書類〕源泉徴収票(源泉徴収票を添付する場合は記入不要)
年金の種類、支払者、収入金額を記入してください。所得金額の計算方法は下の表を参照してください。*障害年金・遺族年金などは、公的年金等所得には含まず非課税所得となりますので記入は不要です。

公的年金等所得の計算方法

	公的年金等収入金額(A)	公的年金等所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
生昭 まれ れた 人 (65歳 未満) 以後に	～ 1,299,999円	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	(A) × 75% - 275,000円	(A) × 75% - 175,000円	(A) × 75% - 75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	(A) × 85% - 685,000円	(A) × 85% - 585,000円	(A) × 85% - 485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	(A) × 95% - 1,455,000円	(A) × 95% - 1,355,000円	(A) × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円～	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円
生昭 まれ れた 人 (65歳 以上) 以前に	～ 3,299,999円	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	(A) × 75% - 275,000円	(A) × 75% - 175,000円	(A) × 75% - 75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	(A) × 85% - 685,000円	(A) × 85% - 585,000円	(A) × 85% - 485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	(A) × 95% - 1,455,000円	(A) × 95% - 1,355,000円	(A) × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円～	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

●業務・その他の雑所得
〔必要書類〕収入・経費のわかる書類
種目、所得の生ずる場所、収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

⑤ 利子・配当所得の内訳

〔必要書類〕支払調書又は年間取引報告書等
種目、銀行名・会社名、収入金額、必要経費、源泉徴収額、支払確定年月日を記入してください。
*令和5年度を最後に上場株式に係る配当所得等及び譲渡所得等の個人住民税の課税方式の選択(所得税と異なる課税方式による個人住民税の課税選択)の制度は廃止され、令和6年度からは確定申告書の記載と同一の課税方式が適用されます。

⑥ 総合課税の譲渡所得・一時所得の内訳

〔必要書類〕収入・経費のわかる書類
それぞれの種目、収入金額、必要経費、差引金額、特別控除額、所得金額を記入してください。
なお、特別控除額は50万円ですが、差引金額を限度とします。

寄附金税額控除に関する事項

〔必要書類〕領収書又は証明書等
寄附先の名称、寄附金額を記入してください。ふるさと納税ワンストップ特例の申請をされている場合、市民税・県民税申告をすると特例の適用が受けられなくなるため、こちらを記入する必要があります。

収入に関する各種内訳書、付表及び医療費控除明細書は市ホームページ「市民税・県民税申告書関係書類」からダウンロードできます。

申告書記入例 (表面)



前年中に収入のなかった人及び障害年金や遺族年金等の非課税所得がある人は、裏面「IV課税される収入のなかった人」を参照してください。

相模原市長あて 令和 年 月 日提出

〒 252-1111
住所
相模原市中央区〇〇1-2-3

令和6年度 市民税・県民税申告書

本人番号 本人確認 冊子一連番
代理番号 代理確認 代理権
識別番号 納税者番号

フリガナ
氏名 **相模 太郎**

電話 **042 (123) 4567** 生年月日 大 44年 11月 8日

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

必ず記入してください。
住所・氏名・電話番号・生年月日・個人番号（マイナンバー）を記入してください。
*住所は現在お住まいの住所を記入してください。

令和5年1月から12月までの所得及び控除を記入してください。
課税される収入のなかった人は裏面の「IV 課税される収入のなかった人」欄を記入してください。

種類	収入金額	所得金額	
① 給与	1,950,000 円	1,283,600 円	
I 所得金額	公的年金等	円	
	② 雑 業 務	150,000 円	100,000 円
	③ その他	300,000 円	100,000 円
④ ● 事業	円	円	
⑤ ● 不動産	円	円	
⑥ ● 利子・配当	円	円	
⑦ ● 総合譲渡・一時	円	円	
総所得金額		1,483,600 円	

年末調整済みの給与の源泉徴収票をお持ちで、特に付け加える項目がなければ、I所得金額、II控除金額、III人的控除の欄及び裏面は記入せずに、提出（郵送の場合は同封）してください。

徴収方法の選択
給与・公的年金等に係る所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外）の市民税・県民税の徴収方法を選択してください。

I 所得金額について

- ①給与 給与・賞与・賃金等による所得
- ②雑 公的年金等：厚生年金、国民年金、恩給、共済年金等の所得
業務：原稿料、講演料等副業に係る所得
その他：生命保険契約に基づく個人年金等
- ③事業 営業等：小売業、製造業、飲食業、医師、大工、外交員等による所得
農業：農産物の生産、果樹栽培、養鶏、養豚等による所得
- ④不動産 土地、家屋等の賃貸料、礼金、権利金等による所得
- ⑤利子・配当 利子：国外で支払われる預金の利子等の所得
配当：株式配当・剰余金の分配（出資に係るものに限る）等の所得
- ⑥総合譲渡・一時 総合譲渡：書画・ゴルフ会員権等、土地・建物以外の資産の譲渡による所得（所有期間により長期（5年超）と短期（5年以内）に区分されます。）
一時：賞金、懸賞当せん金品、競輪・競馬等の払戻金、生命保険の満期返戻金等の所得

*申告書に○印のあるものは申告書裏面の内訳を記入し、●印のあるものは収支内訳書を市ホームページからダウンロードして記入の上、提出してください。

◆所得金額の求め方

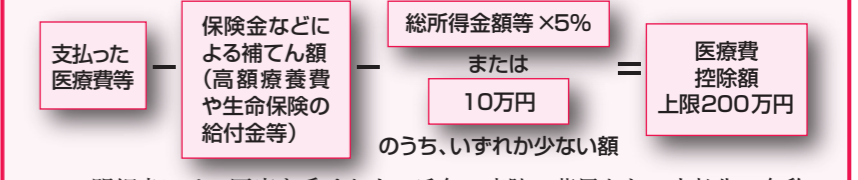
給与所得	裏面の「給与所得の計算方法」を参照
雑所得（公的年金等）	裏面の「公的年金等所得の計算方法」を参照
総合譲渡（長期）・一時所得	(収入金額-必要経費-特別控除)×1/2 *特別控除は最大50万円まで認められます
総合譲渡（短期）所得	(収入金額-必要経費-特別控除) *特別控除は最大50万円まで認められます
その他の所得	収入金額-必要経費

*分離課税所得のある人
土地・建物等の譲渡所得、一般・上場株式等の譲渡所得等の分離課税所得は、他の所得と分離し、別の税率が適用されます。申告される人は別途付表が必要です。なお、退職所得については、原則として支給の際に市民税・県民税が徴収されているため、申告の必要はありません。

II 控除金額について

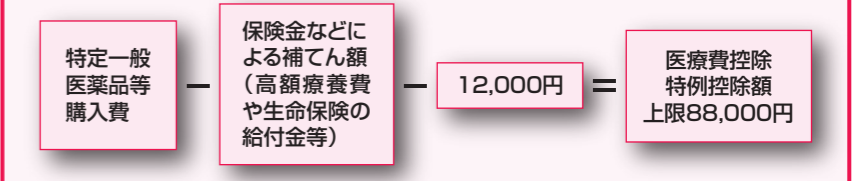
⑧雑損控除 〔必要書類〕災害により雑損控除を受ける場合、別途計算書
本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族（前年中の総所得金額等が48万円以下の人）が災害や盗難等により、住宅・家財・現金などの資産に損害を受けた場合、裏面「⑧雑損控除の内訳」を記入してください。

⑨医療費控除 以下のiとiiのうちどちらかを選択
i 通常の医療費控除 〔必要書類〕医療費控除の明細書
前年中に、本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費がある場合、該当項目を記入してください。



*明細書には、医療を受けた人の氏名、病院・薬局などの支払先の名称、医療の区分、支払った医療費の額等を記入してください。
*医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することにより医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。
*医療費控除の明細書を申告の際に添付してください。明細書は市ホームページからもダウンロードできます。医療費の領収書の添付及び提示では、医療費控除を受けることはできません。
*後日、医療費の領収書の提出または提示を求める場合がありますので5年間は自宅等で保管する必要があります。

iiセルフメディケーション税制による医療費控除の特例
〔必要書類〕明細書、一定の取組を行ったことを明らかにする書類
前年中に、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定一般医薬品等購入費がある場合、該当項目を記入してください。



⑩社会保険料控除 〔必要書類〕国民年金掛金を申告する場合は、年金支払証明書等
前年中に、本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った国民健康保険料（税）・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金掛金などがある場合、支払った社会保険料の金額を記入してください。
*国民健康保険料（税）や介護保険料及び後期高齢者医療保険料（それぞれ普通徴収分及び特別徴収分）は、年金から引き去りされた保険料（税）だけでなく、それ以外に支払われた保険料（税）があれば、所得控除できます。ただし、本人の年金から引き去りされた保険料（税）は、本人以外の人の社会保険料控除に含めることはできません。

⑪小規模企業共済等掛金控除 〔必要書類〕控除証明書
前年中に本人が支払った小規模企業共済、確定拠出年金、心身障害者扶養共済の掛金等がある場合、支払った掛金の金額を記入してください。

⑫生命保険料控除 〔必要書類〕控除証明書
前年中に、本人が支払った生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料等がある場合、支払った金額を記入してください。
*旧契約の一般分で支払金額が9,000円以下の場合は添付の必要はありません。

⑬地震保険料控除 〔必要書類〕控除証明書
前年中に本人が支払った地震保険料・長期損害保険料がある場合、支払った金額を記入してください。

III 人的控除について

<本人対象の控除>
⑭勤労学生控除 〔必要書類〕学生証等
本人が学生で、合計所得金額が75万円以下で自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合、学校名、学年を記入してください。

⑮障害者控除 本人・同一生計配偶者又は扶養親族が障害者に該当する場合、下の表を参考にし、普通・特別障害者及び┆┆内の該当区分を○で囲み、障害の程度を記入してください。

障害者控除の区分	対象者
特別障害者	身体障害者手帳1級・2級 精神障害者保健福祉手帳1級 療育手帳 A 等
その他障害者	身体障害者手帳3級～6級 精神障害者保健福祉手帳2級・3級 療育手帳 B 等

*障害者手帳等をお持ちでない人でも、65歳以上で身体の状態や認知症の度合いが身体障害者手帳や療育手帳の被交付者と同程度の人（介護保険の要介護認定者を含む。）については、障害者控除対象者認定書があれば控除の対象となる場合があります。各区の高齢・障害者相談課又は各福祉相談センターに相談してください。

寡婦	ひとり親
合計所得金額が500万円以下で次のいずれかに該当する人 ・夫と離婚した後、婚姻をしていない人で、子以外の扶養親族のある人 ・夫と死別した後、婚姻をしていない人又は夫が生死不明の人	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子（前年の総所得金額等48万円以下）を有するひとり親

○印のあるものは、裏面内訳の記入が必要です。
●印のあるものは、別紙内訳書を市ホームページからダウンロードして記入の上、この申告書に添付してください。

給与・公的年金等に係る所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法
 給与からの差引き（特別徴収）
 自分で納付（普通徴収）

*印の記載があるものは、証明書・明細書等の添付が必要です。

II 控除金額	有・無	裏面内訳⑧記入のこと	金額
⑧ 雑 損	有	裏面内訳⑧記入のこと	900,000 円
⑨ 医 療 費	○ 支払った医療費等 □ セルフメディケーション	① 保険金などで補てんされる金額 ② 国民健康保険料（税）・介護保険料等 ③ 給料から引かれた社会保険料 ④ 国民年金掛金 ⑤ その他	1,000,000 円 100,000 円 180,000 円
⑩ 社会保険料			
⑪ 小規模企業共済等掛金			
⑫ 生命保険料			
⑬ 地震保険料			

事務処理欄 市記入欄

扶養親族のある人は個人番号（マイナンバー）を併せて記入してください。

III 人的控除	氏名	続柄	生年月日	障害者	個人番号
本人のみ	相模 花江		45年8月1日	特別・その他	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	相模 花子	長女	8年9月1日	特別・その他	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
配偶者の合計所得金額	相模 花郎	長男	10年10月1日	特別・その他	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
	()				

扶養親族のある人は個人番号（マイナンバー）を併せて記入してください。

本人障害	本人
普通 特別 寡婦 ひとり 事由 勤学	72 71 74 70 361 76
未 養	
同配 老配 普通 特定 老扶 同老	79 80 81 82 84 83
普通 特障 同特 年少 併徴 調整	87 86 85 89 362 64

所得金額調整控除に関する事項	氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	個人番号
	()				

IIIについては令和5年12月31日時点の状況で記入してください。なお、別居の親族がいる場合は、裏面⑬も記入してください。裏面にも記入欄がございます。該当する項目を記入してください。

<扶養親族等>

⑰⑱配偶者・扶養親族 控除の対象となる配偶者・扶養親族の氏名・続柄・生年月日・障害者・同居別居の区分・個人番号を記入してください。配偶者・扶養親族が別居の場合は申告書裏面「⑰⑱別居の扶養親族等に関する事項」にも氏名、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。配偶者特別控除に該当する場合は、配偶者の所得金額欄に合計所得金額（収入金額ではありません）を記入してください。なお、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、⑰配偶者欄の配偶者の合計所得金額右の「同一生計配偶者欄（控除対象配偶者を除く）」に✓を入れてください。

所得金額調整控除について

給与等の収入金額が850万円を超え、年齢23歳未満の扶養親族がいる人又は特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族がいる場合記入してください。（⑱扶養親族欄で記入した扶養親族を除く）